

事務連絡
令和3年7月30日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等
(規模別協力金)**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠については、令和3年7月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金）」（以下「令和3年7月12日付事務連絡」といいます。）において、規模別協力金事務の迅速化についてご連絡していたところですが、その運用について、下記のとおり、補足事項を示します。なお、本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、近日中に別途通知します。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 規模別協力金支給事務の迅速化について

これまで、令和3年7月12日付事務連絡において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域（まん延防止等重点措置区域のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域）にて、令和3年7月12日以降、酒類の提供停止を伴う休業または営業時短要請等に係る協力金の申請（売上高方式で申請する事業者に限る。）を行う際は、協力金の早期給付を行うことにより、給付のさらなる迅速化に努めていただくようお願いしているところです。

今般、新たにまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県においても、協力金の給付に際しては、令和3年7月12日付事務連絡を参照し、早期給付の取組みを行って頂くようお願いいたします。なお、この場合、新たにまん延防止等重点措置区域に追加された都道府県における最初の早期給付額は、今回の要請期間の前半分（3週間分）を上限とします。

2. 即時対応特定経費交付金の取扱いについて

今般、緊急事態措置を実施すべき期間及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間

が令和3年8月31日まで延長等されたことを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」といいます。）及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」といいます。）については、令和3年8月31日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

また、現下の全国的な感染状況を踏まえ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域についても、引き続き効果的な感染症対策が求められることから、令和3年8月31日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

【照会先】

(1) 規模別協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般・即時対応特定経費交付金について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752